



近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 平成 28 年 1 月 25 日

28 年新春号

No. 35

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 石谷 秀志
事務局 泉大津市二田町 1 丁目 11-15 オークハイツⅢ301 号
編集委員 / 森福清和・杉本あすか・櫻井善章・森永正樹・小西儀孝



『富士山』

(写真：森福 淳治 先生)



『太宰府天満宮・飛龍天神ねぶた』

(写真：森福 清和 先生)



【28 年新春号 主な内容】

- | | | | |
|-----|--------------------------|-----|-----------------|
| 1 面 | 表紙写真『富士山』 | 6 面 | 寄稿「はじめての支部旅行」 |
| | 『太宰府天満宮』 | 7 面 | 寄稿「写真撮影と 30 周年」 |
| 2 面 | 森福副支部長あいさつ | | 会員の異動 |
| 3 面 | 歴代支部長に突撃!! | 8 面 | 最新研修ビデオの紹介 |
| 4 面 | 第 34 回誌上研修 | | 広報委員会からのお知らせ |
| | 「平成 28 年度税制改正の
主な改正案」 | | 原稿・写真募集、編集後記 |





新年のごあいさつ

副支部長 森福 清和

新年明けましておめでとうございます。

泉大津支部会員諸先生方には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は近畿税理士会泉大津支部の会務運営に対して温かいご支援とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

昨年の近畿税理士会泉大津支部定期総会において副支部長を拝命いたし、「広報委員会」と「租税教育推進委員会」を担当することになりました。

私は平成13年から支部役員に就かせていただき、役員としては16年目になりました。役員として様々な委員を経験させて頂きましたが、新しい役職により、支部の会務運営の忙しさが今まで以上に感じられ、諸先輩先生方がなされてきた業務に対して、あらためて敬意を感じている次第です。

さて、広報としましては、支部だよりへの記事の投稿等を通じて、支部会員皆様に参加して頂けるような支部だよりの発行に心がけて行きたいと思っております。平成20年10月現在の会員の情報を記した支部会員名簿も、支部会員先生の多くの異動により、更新発行することを検討致しております。また毎年秋の支部旅行、定期的開催の支部ゴルフも、支部会員の親睦や情報交換の場として、支部だより等を通じて微力ながら少しでも多くの方々にご参加頂けるように努力していきたいと思っております。

租税教育としましては、今回から租税教育推進委員会として独立した委員会になりました。母校における高等学校の租税教育をはじめ、小中学校の租税教育についても研修会などがより活発に行われ、租税教育推進協議会とも連携しながら、税の仕組み、税の大切さを少しでも伝えていければと考えております。租税教育の講師派遣等におきましても、支部会員皆様のご協力がなくてはできないことでもありますので何卒ご協力の程どうぞよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、会員皆様方のご健康、ご多幸そしてご事業のご繁栄を心より祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



大阪・奈良税理士協同組合

保険・福祉共済制度・あっせん事業の利用に一層のご協力を!

●保険

〈全国税理士共栄会〉
VIP大型総合保障制度
全税共年金
〈近畿税理士企業共済会〉
総合事業保障プラン
〈その他〉
ゴルフアース保険、自動車保険
火災保険

●積立年金

阪奈積立年金

●共済制度

小規模企業共済制度
中小企業倒産防止共済制度
中小企業退職金共済制度

●不動産

不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、マンション、リフォーム

●あっせん事業

税理士業務関連/事務用品関連
税理士マーク入りクレジットカード/人材派遣
ゴルフ関連/カーライフ関連/レクリエーション関連
生活関連/PETガン検診 等

組合HP会員様へのサービス特典

- ①研修会のWeb申し込み
 - ②組合員価格で書籍等のご購入可能
(清文社・大蔵財務協会)
 - ③研修会ビデオライブラリーの閲覧...etc
- 詳細はHPをご覧ください▶ <http://www.hanna-zeikyo.jp>
※組合員専用ページへの登録が必要です。

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館11F TEL(06)6941-6888/FAX(06)6947-2800

歴代支部長に突撃!!

畑中榮造先生、久保慶明先生、幸野陸紀先生、森永牧雄先生、榎本善夫先生、林武史先生、阪広久先生に引き続き、第8回は、原正人先生の事務所にお邪魔して、突撃取材を行いました。

原先生は、平成23年から2期4年間支部長を務められました。

原先生が支部長の任期中に、泉大津支部が会費の納入率の向上により、近畿税理士政治連盟から表彰を受けました。また女性の役員も最大の4人となりました。

	会 員 数	執 行 部
平成23年	104人・法人2社	原 正人 先生・萬野 俊史 先生 阪東 寛 先生・石谷 秀志 先生 高岩 弘至 先生・笠井 慎五 先生
平成24年	107人・法人2社	
平成25年	108人・法人2社	
平成26年	110人・法人2社	



Q. 支部長になられて苦労されたことは？

A. 支部長として出席する日が多くなり、平日のうち年間100日程は、何かと行事に出席していました。基本的に土日祝には行事がなく、平日の昼間ということなので、2.5日に1日程の割合は出ている換算で、大変でした。支部長になり、近畿税理士政治連盟や、大阪奈良税理士協同組合の支部の長も同時に務めることになりましたが、政治連盟の会費の納入については、他支部の納入率との兼ね合いもあり、泉大津支部の先生方に、会費の納入を直接お願いしたりと苦労をしました。ただそのご尽力もあり、泉大津支部は近畿税理士政治連盟から表彰を受けることになりました。

Q. 当時、印象に残った出来事は？

A. 支部旅行で韓国の済州島に行ったことが思い出の一つです。韓国の済州税務署に訪問したり、カジノをしたりと普段できないような事が体験できた旅行でした。また日帰り旅行で伊勢神宮に行ったり、東京への支部旅行では国会議事堂の見学をしたりもしました。支部旅行には、いつもおなじみのメンバーがそろえることが多く、いろいろな会員先生方が参加して頂けるように工夫をこらしたりしました。支部長任期中にはできませんでしたが、支部旅行の中に普段行けないような企業の見学を組んだり、税理士の業務により役立つような企画もできればなあと思っています。



Q. 税務署とのエピソード

A. 税務署長が変われば、税務署の雰囲気も変わるところがありますが、支部長任期中、毎年税務署長が変わることになりましたので、今度はどのような雰囲気になるのか、どのような対応をして行くのが良いのかということに気をかけていました。e-Taxの利用促進や電子納税の普及に向けてという目標もあり、幸いなことに良い雰囲気で、税務署と協力しながら取り組んでいました。

Q. 現在の支部について

A. 役員の皆さんは、平均年齢が若くなり、世間一般並になったように思います。また女性の役員も増えています。若い人が多いだけに、古い慣習にとらわれずにやっていってほしいと思います。ただ若くなった分、税理士業界としては、年配の先生方も多くいらっしゃいますので、そのことも念頭に置いて様々なことに取り組んでいってもらえたらと思っています。





第 34 回誌上研修

平成 28 年度税制改正の主な改正案

研修委員 田中俊英

平成 27 年 12 月 16 日に平成 28 年度税制改正大綱が公表されました。主な改正案を取り上げます。

<法人税の税率の引き下げ>

法人税の税率（現行 23.9%：普通法人）が 23.4%に引き下げられます（平成 28 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用されます）。また、平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度においては、さらに 23.2%に引き下げられます。

<外形標準課税の拡大>

平成 28 年度から、法人事業税（地方税）の内に外形標準課税（付加価値割、資本割）が占める割合を、現行の 3/8 から 5/8 へ拡大します。付加価値割の税率（現行 0.72%）が 1.2%に、資本割の税率（現行 0.3%）が 0.5%に引き上げられます。

<減価償却制度の見直し>

建物と一体的に整備される「建物附属設備」や「構築物」について、償却方法が「定額法」に一本化されます。

<消費税の改正>

1) 軽減税率の導入

消費税を 10%に引き上げる平成 29 年 4 月に、軽減税率（8%）が導入されます。対象は、生鮮食品と加工食品（酒類と外食は除く）です。酒類と外食を除くすべての飲食料品の譲渡にかかる消費税率が 8%に据え置かれることになります。また、定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される「新聞」も軽減税率の対象となります。あわせて、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が平成 33 年 4 月から導入されます。それまでの間は、現行制度を基本的に維持しつつ、区分経理に対応するための措置が講じられます。平成 29 年 4 月（軽減税率導入）からの 4 年間は、帳簿及び請求書等の記載事項に「品目が軽減税率対象資産である旨」や「異なる税率ごとの合計対価の額」などが追加されます。また、中小事業者（課税売上高 5 千万円以下）には、軽減税率対象売上等をみなし計算によって算定する簡便的な方法が認められます。平成 33 年 4 月からは、「適格請求書」の発行が開始されます。適格請求書の保存が仕入税額控除の原則的な要件とされます。免税事業者（課税売上高 10,000,000 円以下）は適格請求書を発行することができません。原則として、免税事業者からの仕入れに関しては買い手側で仕入税額控除ができなくなりますが、6 年間の間は一定割合の仕入れに関して控除を可能とする経過措置が設けられます。

2) 高額資産を取得した場合における仕入税額控除制度の見直し

課税事業者が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に、国内における高額資産（税抜 10,000,000 円以上の棚卸資産・調整対象固定資産）の仕入れ等を行った場合、高額資産の仕入れ等の日の属する課税期間から、当該課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度は適用できなくなります。これは、「高額資産を取得し、消費税額に通常の仕入税額控除を適用して多額の還付を先に受け、その後、高額資産が稼働して売上を生む時には免税事業者として又は簡易課税制度を選択することにより、売上に係る消費税額の納付は極力抑える」という消費税還付スキームを封じる改正です。適用開始時期：平成 28 年 4 月 1 日以後に高額資産の仕入れ等を行った場合より（平成 27 年 12 月 31 日までに締結した契約に基づき仕入れ等を行ったものは除く）

<その他>

1) セルフメディケーション推進のためのスイッチ OTC 薬控除の創設

平成 29 年 1 月から平成 33 年 12 月 31 日までの間にスイッチ OTC 医薬品を年間 12,000 円以上購入した場合、その費用から 12,000 円を差し引いた金額（上限 88,000 円）が所得控除の対象となります。但し現行の医療費控除との併用はできません。



2) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

被相続人居住用家屋(相続開始直前において被相続人の居住用の用に供されていた昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋で被相続人以外に居住をしていた者がいなかった家屋)及び土地を相続により取得した者が、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に譲渡をした場合(相続開始日以後 3 年を経過する日の属する 12 月 31 日までの間にした譲渡)、居住財産の譲渡所得の 30,000,000 円控除を適用することができます。

①譲渡価格が 100,000,000 円以下

②相続開始日から譲渡をするまでの間、事業または貸付で使用をしたことがない。

③譲渡の時に地震に対する安全性に係る規定または、これに準ずる基準に適合するものである。

3) 三世代同居改修工事等に係る住宅ローン控除

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間に、三世代同居改修工事等をして、居住の用に供した場合、増改築等に係る住宅ローン控除の対象になります。

①増改築等に係る住宅ローンと控除との選択適用

②一定の三世代同居改修工事に係る工事費用(2,500,000 円が上限)に相当する住宅借入金等の 2%

③上記以外の住宅借入金等の年末残高の 1%

上記②の一定の三世代同居改修工事とは、調理室、浴室、便所、玄関のいずれかを増設する工事であり、かつ、工事費用(補助金等がある場合は補助金等の控除後)の合計額が 500,000 円を超えるもの。

4) 既存住宅に係る三世代同居改修工事をした場合の所得税の特別控除

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間に、三世代同居改修工事等をして、居住の用に供した場合、三世代同居改修工事に係る標準的な工事相当額(2,500,000 円が上限)の 10%に相当する金額を所得税の額から控除されます。

但し、三世代同居改修工事に係る住宅ローンとの併用はできません。

5) 加算税制度の見直し

加算税を回避するため、事前通知直後に修正申告や期限後申告をする事例が多くみられることから、税務調査の事前通知から更正または決定があることを予知する前にされた修正申告加算税が 5% (現行 0%)、期限後申告・修正申告による無申告加算税の割合が現行の 5%から 10% (税額 500,000 円以上は 15%) に引き上げられます。適用開始時期：平成 29 年 1 月 1 日より

6) 短期間に繰返し無申告または仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置の導入

悪質な脱税を防止するため、過去 5 年間以内に無申告加算税または重加算税を賦課された者が再び、無申告または仮装・隠蔽による修正申告の提出があった場合、加算税 10%加重する措置が導入されます。

適用開始時期：平成 29 年 1 月 1 日より

7) 通勤手当の非課税限度額の引き上げ

通勤手当または、通勤用定期乗車券の非課税限度額の最高限度額が月 100,000 円から月 150,000 円に引き上げられます。適用開始日：平成 28 年 1 月 1 日以後に受けるべき通勤手当より

8) 国税のクレジットカード納付制度

現在、振替納税やダイレクト納付での、銀行口座振替による納税はできましたが、クレジットカードによる納税が可能となる制度が創設されます。

適用開始時期：平成 29 年 1 月 4 日以後の納付より

9) 結婚・子育て費用資金の一括贈与に係る贈与税の対象費用の明確化

子育て資金には、妊娠に要する費用、出産に要する費用、子供の医療費及び保育料のうち、一定のものが対象となっていますが、不妊治療に要する費用(薬局に支払われるものが含まれること等)を明確化します。

10) 雇用促進税制の見直し

現在、雇用促進を目的として、増加雇用者数に応じて税額控除をうけられることになっていますが、その条件が厳格化されます。対象となる雇用者数の「増加」が無期雇用且つフルタイム雇用者に限定されます。また、対象事業所が全事業所から、地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内における事業所になります。

適用開始時期：平成 28 年 4 月 1 日以後開始事業年度より





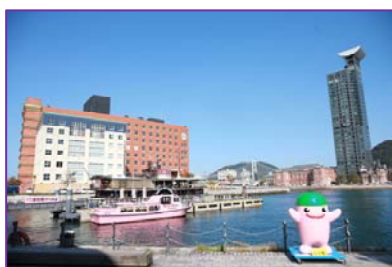
初めての支部旅行

奥西 俊伸

泉大津支部に入会して約3年になりますが、今回初めて支部旅行に参加しました。「支部旅行も行けば楽しいですよ」と言われる先生の話や太宰府天満宮で子供のお守りでも買おうかなという軽い気持ちで参加しました。当日の集合時間は伊丹空港に朝の7時です。私の自宅は泉佐野市にありまして、難波に6時ごろ到着するには、始発の電車に乗らなければなりません。前日に同窓会もあり起きることができると若干不安でしたが、なんとか間に合うことが出来ました。難波に着くころには電車も人が多くなり、早い時間から仕事に向かう人などさまざまであり、いろいろな場所でいろいろな人が働いているのですが、日ごろほとんど事務所付近でいる私には新鮮であり、狭い世界で仕事をしているなど感じながら、うとうと電車にゆられていました。空港ではお見送りのため、生命保険会社の方も来ており、その営業力はすごいなと思い、見習わないといけないと感じました。



私はこの支部旅行は観光組でした。佐賀県の呼子のイカの活造りは本当にイカが透明で新鮮であり、太宰府天満宮はたくさんの観光客で中国人らしい人も多く、たいへん賑わっていました。翌日の宮本武蔵と佐々木小次郎の決闘の地で知られる巖流島は意外に大きかったです。



道中のバスや懇親会また夜の福岡の中州の屋台などで普段お話していない先生方と接することができ、いろんな話ができとても有意義でした。

初めて参加した私が言うのもなんですが、行ったことのない先生方も、一度支部旅行に参加されてはいかがでしょうか？きっといい事があると思います。





写真撮影と30周年

森永 正樹

今年は武豊騎手のデビュー30周年です。武豊騎手といえば、通算成績3700勝以上、G1・100勝、重賞300勝、ディープインパクトでの無敗の3冠制覇等、数々の金字塔を打ち立て、オグリキャップやキズナ等の名馬にも乗ってきた競馬界の第一人者です。しかし、2010年の落馬を機に成績はかなり低迷しました。それでも昨年は6年ぶりに年間100勝を達成、海外G1も制覇し復活を見せてくれました。

なぜこのような事を書いたかというと、私は毎週のように競馬場へ行っています。しかし、それは馬券を買うためではなく武豊騎手の写真を撮りに行くためです。毎年、北は札幌、南は小倉まで行き、フランスへも一泊三日でキズナとのコンビの写真を撮りにいったほどです。LCCには本当に助けられています。競馬場での撮影は熾烈な場所取りから始まります。G1の場合は一週間前からの場所取りがあり、当日の開門を迎えます。開門と同時に皆が各々の場所へ走り、撮影場所や観戦場所を確保するのです。競馬新聞を買っての予想も、この枠でこの馬ならここを通ってくるだろうから、この場所で撮影しようと撮影場所を決めるものになっています。

どんな名馬が勝つところよりも武豊騎手が負けているところを撮る。競馬場でこれを徹底している者はかなり稀で、競馬関係の雑誌やお菓子の付録にも使用されるようになりました。今年は「デビュー30周年記念武豊展」が催されることが決定しています。是非、皆さんも武豊展へ足を運んでいただき、武豊騎手の魅力に魅了されてください。



会員の異動

平成28年1月15日現在・・・会員数 113名（内税理士法人 2）

<入会>



H27.8.27 東北 篤 先生 登録番号：130570

生年月日：昭和29年10月6日生

事務所：泉大津市田中町10-7 泉大津商工会議所会館5階506号室

TEL：0725-32-5030 FAX：0725-90-5031



H27.9.15 花岡 誠司 先生 登録番号：94824

生年月日：昭和43年9月30日生

事務所：泉大津市東豊中町3-16-1 大安ビル3F 林武史税理士事務所

TEL：0725-45-2534 FAX：0725-41-5427



H27.11.17 三上 高広 先生 登録番号：131413

生年月日：昭和45年9月21日生

事務所：泉大津市東豊中町3-16-1 大安ビル3F 林武史税理士事務所

TEL：0725-45-2534 FAX：0725-41-5427



H27.12.10 猪之間 照雄 先生（浪速支部より）登録番号：95480

生年月日：昭和35年8月10日

事務所：和泉市和気町2-3-6-411

TEL：080-1486-0775

<業務廃止>

H27.9.25 西井 護 先生

<ご逝去>

～謹んでお悔やみ申し上げます～

H27.12.23 岡本 昇 先生



最新研修ビデオの紹介

<マルチメディア研修（日税連）>

「社会保障・税番号制度（実務編）」

「平成 27 年度 税制改正について」

<プロフェッショナルセミナー>

「調査立会い実務に役立つ公表裁決の読み方」

<法学ゼミナール>

「租税回避の意義と諸問題」【前・後編】

ー租税回避論の「入口」と「出口」ー

ー租税回避に関する判例の分析と展望ー

<近畿税理士会主催>

「最近の税務裁判と税理士の役割」

「マイナンバー制度実務研修会」

～税理士事務所における円滑な導入、適切な運用に向けて～

<全国統一研修会>

「相続税ポイントチェック①」

～「相当地代」「無償返還」を詳しく学ぼう～

「非上場株式等に係る納税猶予制度の留意点」

～平成 27 年以後の実務対応を中心として～

「圧縮記帳をめぐる実務上の諸問題」

～最近の主要な圧縮記帳の改正点と留意点を中心として～

<大阪・奈良税理士協同組合主催>

「判例裁決から見る加算税
の実務」

「税理士のための国際税務
の基礎知識」



【支部会員名簿について】

現在の支部独自の会員名簿について、会員先生方の多くの異動により、更新発行することを検討致しております。更新発行することになりました際は、お写真などの準備をお願いすることになりますので、ご協力よろしくお願い致します。



原稿・写真募集！

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで

TEL0725-33-7400 FAX0725-33-7405

e-mail izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp

編集後記

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。さて、今年はマイナンバー制度がいよいよスタートし、28年度の年末調整や確定申告をスムーズにこなすことが出来るかな、と仕事面においては少々不安に思っておりますが、プライベートにおいては、何か趣味を見つけるぞ！と意気込んでおります。

支部では広報委員を担わせて頂いて、先生方の投稿を楽しみに、自分の趣味探しのヒントにしたいと思っております。趣味をお持ちの先生は、是非投稿をお願いします。

本年もどうぞ宜しくお願い致します。（A. S）

